

安全・信頼性検討作業班 意見書

～中継系における加入系利用者数の扱いについて～

日付
会社名

2009年5月27日
ソフトバンクテレコム株式会社

中継系の故障により加入系に影響を与えた場合であっても、以下の点より、加入系の利用者についての重大な事故報告の義務は加入系のみが負うべきではないか

【技術基準の観点】

- ・事業法41条より事業者は電気通信設備の維持義務があり、加入系・中継系は各々の役務に対する技術基準適合(技適)の認定を受けている
- ・中継系は自身の役務(専用役務)に関する技適の認定を受け、当該役務に関する設備の維持義務を負ったうえで加入者系に中継回線を提供しているのであり、加入系の役務に関する技適の認定及び設備の維持義務があるものではない
- ・中継系の故障起因の加入系の利用者の支障については、加入系の技適・設備の維持義務の観点から、加入系に可用性を促すよう指導することで担保できるのではないか
- ・重大な事故報告は、新聞掲載等によるブランドイメージの低下・再発防止策によるコストの増加等により事業者にとって負担が大きく、中継系へ加入系の利用者についての重大な事故報告まで義務付けることは、**加入系が本来担保すべき可用性の責任を中継系事業者**に転嫁することになり、**中継系にとって酷**ではないか

【競争の原理の観点】

- ・加入系は伝送路を中継事業者から複数調達するなどして可用性を担保し、顧客満足を高めることで利用者獲得に努めており、そこで他加入系との競争が計られている
- ・中継系は加入系のリクエスト内容に応じて中継線を提供しており、加入系のリクエスト(品質・価格)に応えられるかどうかで提供の可否が決まるものであり、そこで他中継系との競争が計られている
- ・中継系に加入系の利用者についての重大な事故報告を義務付けることは、重大な事故報告の回避のため、**過剰な設備投資を行うこと**になどになりかねない

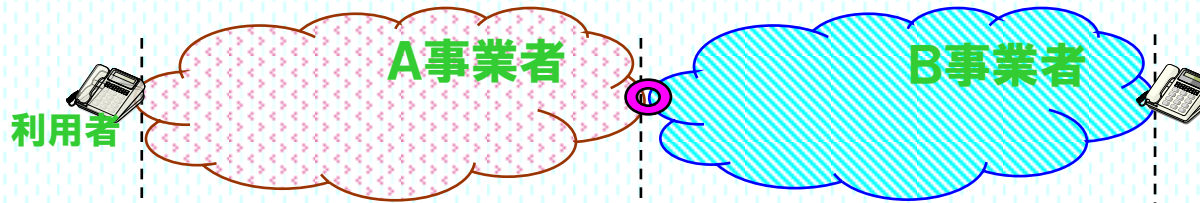
【利用者保護の観点】

- ・実際、中継系の故障により加入系に影響を与えた場合、加入系は中継系に対して、故障に至った経緯・原因・再発防止策・賠償等を求めている。また、必要に応じて利用する中継系の変更・他の中継系との接続によるダイバシティ等の対策を取ることで「信頼性向上＝利用者保護」を達成している。従って、**中継事業者に報告を求めることが「信頼性向上＝利用者保護」に寄与するとは考えられない**

⇒以上より、重大な事故報告の義務を中継系に負わせたとしても「信頼性向上＝利用者保護」に貢献することがないにも拘らず、事業者の負担だけを増やすことになりかねない。また、その負担が加入系に転嫁されかねない。

中継系からの報告が無く実態が把握できないことが問題なのであれば、加入系の重大な事故報告の際に中継系の事業者起因であることが明記されていた場合で、総務大臣が必要と認めたときに限り、中継系からの任意報告を求める等、重大な事故報告以外のアプローチを考えることが望ましい。

相接



設備の維持義務

A事業者の設備の維持義務

B事業者の設備の維持義務

A事業者のサービスの提供義務

A事業者のサービスの提供義務

B事業者のサービスの提供義務

B事業者のサービスの提供義務

- ・重大な事故報告は、サービスの提供義務を負う者が行うものである
- ・中継事業者を介さない相接の場合、いずれの事業者起因の事故でも、双方が各々のサービスについて事故報告を行っている
- ・中継系がサービス提供義務を負うのは加入系への提供回線であり、中継系は加入系のサービスの提供義務を負っていない
- ・中継系が加入者系のサービスの事故報告まですることは、加入系のサービスの提供義務を負うことになりかねない

相接(中継回線利用)



設備の維持義務

A事業者の設備の維持義務

中継事業者の設備の維持義務

B事業者の設備の維持義務

A事業者のサービスの提供義務

A事業者のサービスの提供義務

B事業者のサービスの提供義務

B事業者のサービスの提供義務

中継事業者のサービスの提供義務

中継事業者のサービスの提供義務